

鳥取県告示第 887 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、境港市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課及び西部総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域
境港地域	境港市の区域のうち、次の区域を除いた区域 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定により決定された市街化区域 2 美保基地、米子空港ターミナル、保安用地及び中浜緑地の区域 3 平成 13 年鳥取県告示第 90 号（都市計画の変更）で市街化区域から市街化調整区域に変更された区域で第 1 号図の青色で着色した区域 （第 1 号図は、省略する。）